

屋根の雪下ろし助成事業



千歳市社会福祉協議会では、高齢者や障がいのある方の冬の暮らしの安全確保と福祉の向上を目的に、住宅屋根の雪下ろし助成事業を実施します。
屋根の雪下ろしでお困りの際はお気軽にご相談ください。

◆ 助成額 1世帯当たり15,000円（上限額）



※雪下ろしに要した費用が15,000円を超えた場合の不足分は自己負担となります。また、雪下ろしに要した費用が15,000円に満たない場合は、支払った額となります。

◆ ご利用できる方

千歳市内に居住し、住宅の屋根の雪下ろしで苦労している持ち家及び借家（ただし、貸主が屋根の雪を下ろす義務を負う契約の借家及び集合住宅は除く）の高齢者世帯等で、世帯員全員の市民税が非課税又はそれに準じ、かつ、次のいずれかに該当する世帯。

- ①概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級又は2級の方がいらっしゃる世帯
- ③その他、本会会長が必要と認めた世帯

◆ 対象とならない方

- ①生活保護法による保護を受けている方
- ②別居又は同居の親族等や近隣者等による屋根の雪下ろしを行うことができる世帯
- ③施設に入所又は病院に入院等をしており、概ね1年以上、住居を不在又は今後不在にする予定の世帯



◆ 助成の回数

同一年度（12月から翌年3月まで）において1世帯1回を限度とします。

◆ 申請に必要な書類

- ①高齢者世帯等住宅屋根の雪下ろし助成金交付申請書（様式第1号）
- ②世帯員全員分の市民税の非課税を証明する書類
- ③業者からの請求書（又は領収書）
- ④屋根の雪下ろし前と終了時（既に雪下ろしが終わっている場合）の写真
※写真を用意するのが難しい場合はご相談ください

申請および問合せ先

千歳市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係
住所：千歳市東雲町1丁目11番地
電話：0123-27-2525/FAX：0123-27-2528

